2024年度

事業主　様

(一社)東金労働基準協会

Tel. 0475-52-1061

Fax.0475-52-0104

「クレーン(5t未満)運転業務特別教育」開催について

労働安全衛生法第59条に基づき就業に必要な知識を付与するための教育です。労働安全衛生法では、吊り上げ荷重5t未満のクレーンの運転(トラッククレーン等移動式クレーンを除く)の業務に従事する者に、特別教育を行うことを義務付けています。《クレーン等安全規則第21条》当協会では、下記の通り特別教育の開催をご案内いたします。

記

１．日　　時　　　**《学　科》** 　令和6年7月 5日(金)　午前9時～午後4時30分

**《実　技》** 　令和6年7月 6日(土) 午前9時～午後4時30分

２．会　　場　　　**《学　科》** 　山武市「のぎくプラザ」2階視聴覚室

山武市殿台290-1　TEL.0475-82-5222

**《実　技》** 　三水鐵工株式会社

山武市松尾町八田157-1 TEL.0479-82-4775

※会場については、学科終了時にご案内します。

３．対 象 者　　　　5t未満クレーン運転業務に従事予定の満18才以上の者

４．受 講 料　　　　会　員：12,500円(テキスト代含む)

非会員：14,000円(テキスト代含む)

５．定　 員　　　　40名 (最少催行：15名に達しない場合中止する事があります。)

６．申込方法　　　　①来所申込：申込書及び受講票に所定事項を記入の上、受講料を添え

　　　　　　　　　　　　　　　　て東金労働基準協会へお申込みください。

②FAX申込：先にお電話ください。その後FAXして頂きます。

※受講料振込：千葉銀行東金支店 普通口座 **3540420**

(振込は受講日7日前までにお願い致します。)

７．そ の 他　　　・当日はマスクのご準備をお願いします。

・筆記用具をご持参ください。

・駐車は市役所側の「文化会館専用駐車場」をご利用ください。

・実技講習には、作業服・安全靴・安全帽・革手をご持参ください。

・受講日当日欠席の場合は、受講料はお返しできません。

以上